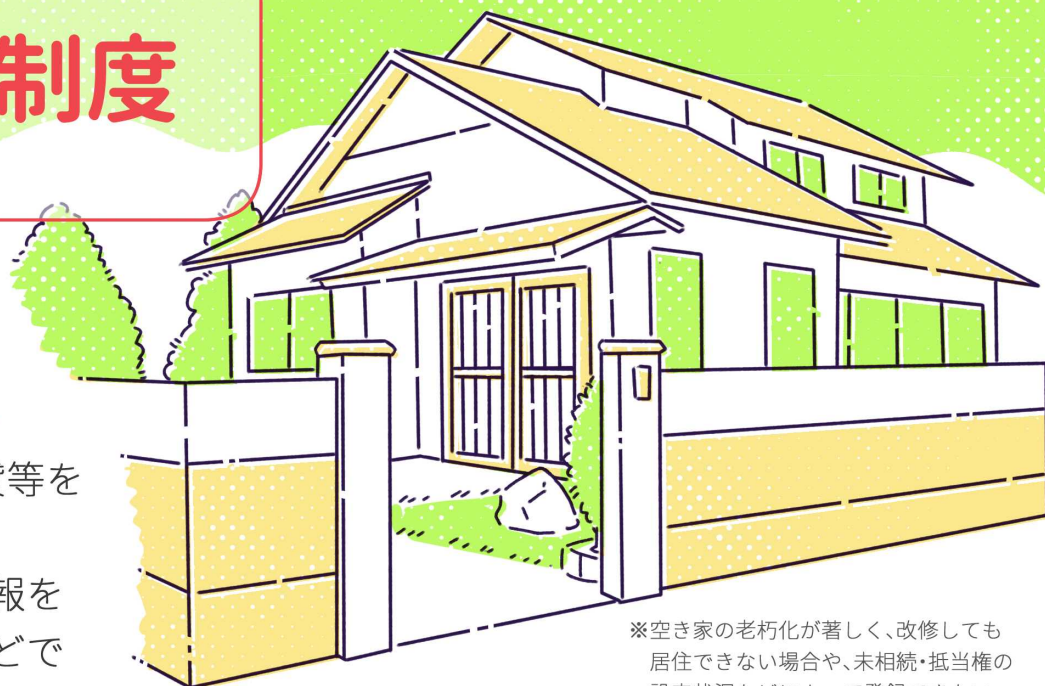


平内町 空き家等 バンク制度

自然豊かな
平内町での
暮らしを
支援します

空き家等 バンク制度とは、

空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者から申請を受けた物件情報を町のホームページなどで紹介する制度です。



※空き家の老朽化が著しく、改修しても居住できない場合や、未相続・抵当権の設定状況などによって登録できない場合があります。

空き家・空地进行登録しませんか？

必要書類

- ☒ 空き家等台帳登録申込書兼契約書
および物件登録書
- ☒ 建物および土地の全部事項証明書
- ☒ 位置図、現地の写真及び間取り図

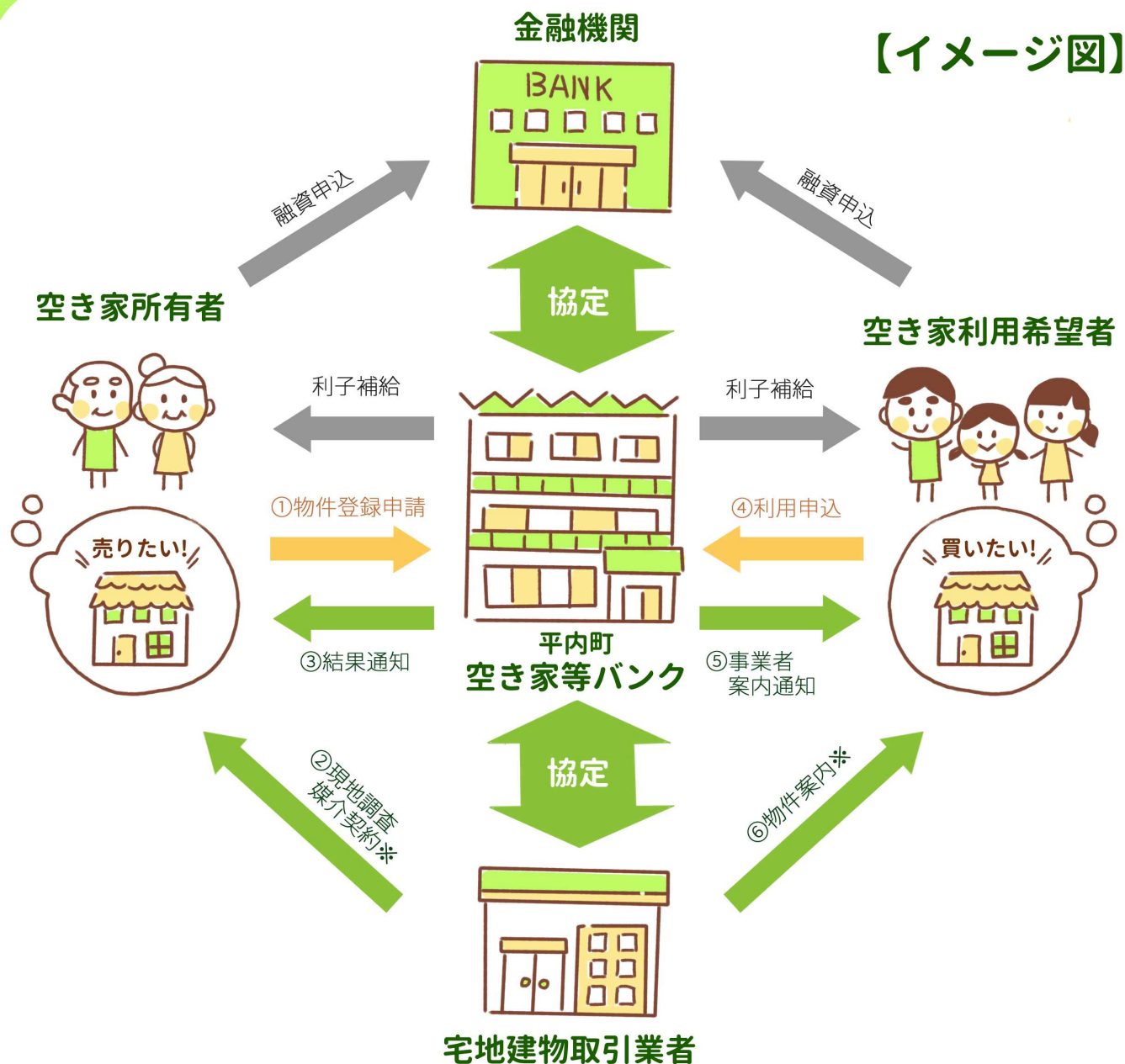
－ お問い合わせ －

平内町企画政策課 ☎017-718-1325
〒039-3393 平内町大字小湊字小湊63

平内町 空き家バンク

検索

<http://www.town.hiranai.aomori.jp/>



※町は情報の紹介や連絡調整を行いますが、売買や賃貸借に関する契約や交渉について、一切関与しません。

関連補助制度

--- 中古住宅補助金 ---

中古住宅取得者へ取得費の一部として最大50万円(取得費の20%以内)を補助。

※申請者の区分で上限は異なります。

--- 家賃補助金 ---

民間賃貸住宅に居住した方への家賃の一部として最大36万円(家賃2万円を超えた分を補助し、月額限度3万円、12ヶ月間)を補助。※申請者の区分で上限は異なります。

--- 利子補給制度 ---

空き家等の取得・改修・解体のため金融機関から借り入れた金額の利子を町が負担。

(対象額は500万円以内、利子補給率3%上限、最長10年)